

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：東員町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.0%
全職員	46.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	97.5%
本庁係長相当職	96.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.9%
31～35年	98.3%
26～30年	88.2%
21～25年	82.6%
16～20年	84.6%
11～15年	82.3%
6～10年	96.6%
1～5年	81.7%

【説明欄】

- 相対的に給与水準が低い会計年度任用職員の約9割を女性が占めており、これが全職員における男女の給与の差異を大きくする主要因となっている。
- 「本庁部局長・次長相当職」欄については、該当する女性職員が在籍していないため、「—」と記載している。
- 任期の定めのない常勤職員においては、扶養手当が世帯主である男性に支給される場合が多く、受給者に占める男性の割合は82.3%となっている。また、男性の方が時間外勤務時間が長い傾向にあり、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額では、男性対女性の割合が約6対4となっている。これら諸手当の支給状況も、男女の給与に差異が生じる一因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。